

議事日程第 5 号

令和 7 年 3 月 5 日（水）

第 1 議案上程（議案第 2 号から 3 2 号まで及び報告第 2 号）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第 2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16 人）

1 番 吉 田 清 孝	2 番 古 仲 清 尚	3 番 鈴 木 元 章
4 番 安 田 健次郎	5 番 吉 田 洋 平	6 番 蓬 田 司
7 番 船 木 正 博	8 番 佐 藤 誠	9 番 畠 山 富 勝
10 番 進 藤 優 子	11 番 笹 川 圭 光	12 番 太 田 穰
13 番 三 浦 利 通	14 番 小 野 肇	15 番 田 井 博 之
16 番 小 松 穂 積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	沼 田 弘 史
副 事 務 局 長	濱 野 美紀子
主 席 主 査	中 川 祐 司
主 任	菅 原 優 美

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠

総務企画部長	鈴木 健	地域づくり推進監 兼 防災 監	八 端 隆 公
市民福祉部長	田 村 力	観光文化スポーツ部長	杉 本 一 也
産業建設部長	湊 智 志	建設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企画政策課長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生活環境課長	岩 谷 一 徳
観光課長	木 村 高 志	農林水産課長	夏 井 大 助
病院事務局長	原 田 徹	会 計 管 理 者	湊 留美子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学校教育課長	笹 渕 美 穂
選管事務局長	(総務課長兼任)	監査事務局長	佐 藤 一 明
農委事務局長	鎌 田 重 美	企業局管理課長	目 黒 一 人
ガス上下水道課長	斉 藤 清 彦		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 2 号から第 32 号まで及び報告第 2 号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第 1、議案第 2 号から第 32 号まで及び報告第 2 号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

それでは、私からは、議案第 8 号から議案第 15 号まで及び議案第 21 号から議案第 23 号までの 11 議案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 8 ページをお願いいたします。

初めに、議案第 8 号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、給料表の号給構成、扶養手当及び寒冷地手当の額を改定するほか、所要の改正をするため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第 1 条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

新旧対照表中、主な改正点について御説明いたします。

第 6 条は、扶養手当に関する規定であります。配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 1 万円から 1 万 3,000 円に引き上げるものであります。

なお、経過措置により、令和 7 年度中の扶養手当については、配偶者は 3,000 円、子については 1 万 1,500 円を支給するものであります。

次に 12 ページをお願いいたします。

第13条の2は、管理職員特別勤務手当に関する規定であります、平日深夜に勤務した管理職に支給される手当について、支給対象時間帯を拡大するものであります。

次に13ページをお願いいたします。

第17条の2の改正は、寒冷地手当を段階的に廃止するため、手当の額を改めるもので、令和7年度は、世帯主については1万7,800円を1万1,800円に、扶養親族のない世帯主については1万200円を6,800円に、その他の職員については7,360円を4,860円に、それぞれ引き下げるものであります。

その下の第17条の4の改正は、再任用職員に対し、現在適用除外となっております地域手当及び住居手当を支給するものであります。

14ページ以降は、給料の号給構成を改めるため、給料表を改正するものであります。

37ページをお願いいたします。

第2条は、寒冷地手当を段階的に廃止するため、令和8年度分の手当の額を定めるもので、寒冷地手当の額を、世帯主については5,800円に、扶養親族のない世帯主については3,400円に、その他の職員については2,360円に引き下げるものであります。

次のページをお願いいたします。38ページでございます。

第3条以降は、令和9年度から寒冷地手当を完全に廃止するため、各条例について所要の改正を行うものであります。

47ページをお願いいたします。

この条例の施行期日は、本年4月1日、ただし、令和8年度分の寒冷地手当の額を改正する第2条の規定は、令和8年4月1日から、寒冷地手当を廃止する第3条から第9条までの規定は、令和9年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第8号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明を終わります。

次に、67ページをお願いいたします。

次に、議案第9号男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を拡大するほか、所要の改正をするため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条は、男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。

第9条の改正は、育児のために早出遅出勤務ができる職員の要件を「小学校就学前の子のいる職員」から「小学校に就学している子のいる職員」に拡大するものであります。

次のページをお願いいたします。

第10条の改正は、育児のため職員が請求した場合において、時間外勤務の制限の対象となる職員を「3歳に満たない子のいる職員」から「小学校就学前の子のいる職員」に対象を拡大するものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条は、男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の引用条項を改めるものであります。

この条例の施行期日は、本年4月1日であります。

次に、72ページをお願いいたします。

議案第10号男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、特定任期付職員に対し勤勉手当等を支給するための所要の改正を行うほか、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の職員の任期を定めて採用される短時間勤務職員等の任用に関し必要な事項を定めるため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

第3条は、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事するため任期を

定めて任用する任期付職員について定めるもので、次のページの第4条は、短時間勤務の任期付職員について定めるものであります。

次のページ、75ページの改正後の第5条以降は、任期付職員の任期、給与、手当等について定めるものであります。

次に、78ページをお願いいたします。

第2条の男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、短時間勤務の任期付職員を任用するに当たり、勤務時間や休暇等に関する事項を定めるものであります。

この条例の施行期日は、本年4月1日であります。

次に、82ページをお願いいたします。

議案第11号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、教育長の給料の額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。令和7年度の組織機構改革による教育長の所管事項の拡大や県内他市の給料月額を考慮し、教育長の給料月額を、現行の40万円から53万8,000円に引き上げるもので、施行期日は本年4月1日であります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第12号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

本議案は、刑法の一部改正に伴い、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されるため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条の男鹿市一般職の職員の給与に関する条例から、87ページの第4条、男鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例までの四つの条例について、「懲役」や「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであります。

次の88ページをお願いいたします。

この条例の施行期日は、本年6月1日で、罰則の適用等に関しては、所要の経過措

置を設けるものであります。

次に、９０ページをお願いいたします。

議案第１３号男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条項を引用する関係条文を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。本条例で引用している法律の改正により、法第２条第８項以降が１項ずつ繰り下げになったことから、第１条では、男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を、第２条では、男鹿市市税条例を、９４ページの第３条では、男鹿市入湯税条例の引用条項をそれぞれ改正するものであります。

この条例の施行期日は、本年４月１日であります。

次に、９６ページをお願いいたします。

議案第１４号男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、新たに、普通財産の譲与及び減額譲渡できる要件を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、普通財産の譲与又は減額譲渡ができる要件として、「１０年以上土地を賃借している者で、その土地に居住の用に供する建物を所有し、現に居住している場合において、当該土地を公用又は公共用に供することが見込まれないとき」という要件を新たに加えるもので、この条例の施行期日は、本年４月１日であります。

次のページをお願いいたします。

議案第１５号男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本議案は、男鹿北線スクールバスによる市民混乗を廃止するほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。条文から「市民混乗を行うスクールバス」及び「男鹿北線スクールバス」の規定を削り、第3条では「運行範囲」を規則で定めるため、表を改正するものであります。

この条例の施行期日は、本年4月1日であります。

次に、120ページをお願いいたします。

議案第21号男鹿市辺地総合整備計画の策定について御説明いたします。

本議案は、北磯辺地及び北浦辺地に係る防災行政無線及び消防車両の整備事業について、辺地対策事業債を活用するため、本2辺地の総合整備計画を定めるものであります。

次のページをお願いいたします。

北磯辺地は、入道崎地区及び北浦西黒沢地区全域であります。

次のページをお願いいたします。

整備計画は、電気通信に関する施設、こちらは防災行政無線ですが、その整備事業950万円で、計画期間は令和7年度1年間であります。

次のページをお願いいたします。

北浦辺地は、北浦、相川、西水口、野村、湯本地区全域であります。

次のページをお願いいたします。

整備計画は、消防施設、こちらは消防車両ですが、その整備事業1,474万円で、計画期間は令和7年度から9年度までの3年間であります。

次に、125ページをお願いいたします。

議案第22号男鹿市辺地総合整備計画の変更について御説明いたします。

本議案は、真山安全寺辺地に係る総合整備計画について、橋梁修繕事業費の増嵩により、辺地対策事業債の予定額が増加するため、同計画を変更するものであります。

127ページをお願いいたします。

変更内容は、真山安全寺辺地の整備計画の事業費を、1億2,000万円から5億1,800万円に変更するもので、辺地債の予定額を2億1,030万円とするものであります。

辺地総合整備計画につきましては以上であります。

次に、１２８ページをお願いいたします。

議案第２３号権利の放棄についてであります。

本議案は、市有地の貸付料に係る権利を放棄するため、議会の議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。

放棄する債権の債務者は、男鹿寒風石工業株式会社 代表取締役 山内信人、放棄する権利及び債権額は、市有地の貸付料７４４万２，２９３円と、放棄する前日までに発生する遅延損害金であります。

令和６年１２月２４日に破産手続が終結したことに伴い、今後の債権回収が困難であることから、権利を放棄したく、議会の議決を求めるものであります。

以上で議案の補足説明を終わりますが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、田村市民福祉部長の説明を求めます。田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） おはようございます。

市民福祉部で所管する議案第１６号から議案第１８号までの補足説明をいたします。

議案書の１０１ページのほう、またお戻りいただければと思います。

議案第１６号男鹿市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、受益者負担の適正化や物価高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえた秋田県興行場法施行条例の一部改正に伴い、興行場営業許可申請手数料を改定するため、本条例の一部を改正するものです。

映画館や劇場などの興行場の許可申請に対する審査は、平成２４年、県から権限移譲された事務となっております。

次のページ、１０２ページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、別表２２項、興行場法に基づく経営許可の申請手数料を、これまでの１件につき１万７，３００円を２万２，０００円に、臨時または仮設にあつては８，６５０円を１万３，０００円に改めるものであります。

施行期日は、令和７年４月１日です。

議案第 16 号の補足説明は以上でございます。

次のページ、103 ページをお願いいたします。

議案第 17 号男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、事業を見直しするとともに、支給対象者及び祝金の額を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

本条例は、人口減少対策として平成 4 年から施行されてきましたが、条文を見ますと、「出産を奨励する」「祝金は新生児を出産したものに支給する」といった表現が、ともすると女性に子どもを産むことを強い、特定の価値観を押しつける印象を与えかねないことから、内容の見直しを行い、支給対象を出産した女性ではなく、生まれてくる子どもとし、誕生を祝い、祝意を表すものに変更するものでございます。

次のページ、104 ページ、新旧対照表をお願いします。

改正内容ですが、条例の名称を「男鹿市お誕生おめでとう祝金支給条例」に変更し、第 1 条の目的では、「人口の増加を願い」「出産を奨励する」といった文言を削り、「生まれた子どもを祝福する」内容に変更します。

第 2 条の支給対象者を、これまでの新生児を出産した者から、生まれた子ども本人とし、さらに、第 2 号として特別養子縁組成立後の最初の住民登録が市になされた者を追加するものであります。

第 3 条は、祝金の額で、これまでの第 1 子・第 2 子 5 万円、第 3 子以降 20 万円を一律 10 万円に変更するものであります。

次のページ、105 ページをお願いいたします。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とし、経過措置として、3 月 31 日まで妊娠届をされた第 3 子以降の新生児については、従前の例により 20 万円の支給とするものでございます。

議案第 17 号の補足説明は以上でございます。

次のページ、106 ページをお願いいたします。

議案第 18 号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、関連します国の基準の一部改正に準じて、保育内容支援及び代替保育に

係る連携協力に関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものであります。

次のページ、１０７ページをお願いします。

第１条は、「男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の改正の新旧対照表でございます。

第７条第１項は、ゼロ歳から２歳までを保育する家庭的保育事業者等は、「保育内容支援」「代替保育」及び「卒園後の受入れ」について連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を確保しなければならないことを規定するものでございます。

次のページ、１０８ページをお願いいたします。

第２項は、「保育内容支援」の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、次の第３項に規定する連携協力者を確保できれば、家庭的保育事業等を認可できるという規定を追加するものでございます。

第４項は、「代替保育」の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合、次の５ページの第５項に規定する連携協力者を確保できれば、家庭的保育事業等を認可できることを規定するものでございます。

第１７条は、次のページの１１０ページの第１項第２号中、栄養士の次に「管理栄養士」を加えるもので、こちらは栄養士法の法改正に伴うものでございます。

附則第３条は、経過措置として、連携施設を確保しないことができる期間を５年間延長するものでございます。

次に、第２条、男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

次のページ、１１１ページから１１４ページまで新旧対照表となっておりますが、こちらは特定地域型保育事業についても、第１条の家庭的保育事業と同様に、連携協力に関する規定を改正するものでございます。

以上、施行期日は、令和７年４月１日とするものです。

議案第１６号から議案第１８号までの補足説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、杉本観光文化スポーツ部長の説明を求めます。杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） それでは、議案第１９号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書１１５ページをお願いいたします。

男鹿市工場立地法準則条例の制定についてであります。

提案理由であります。現在市では重点施策として「船川港の活性化と企業誘致」を掲げ様々な施策事業を展開しております。

こうした中、洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギー関連事業や、船川港の機能強化に向けた取組の進展等に伴い、船川港への製造業をはじめとした産業立地を促進するため、船川港臨港地区における緑地面積率等について、現行の割合を緩和するものであります。

次のページをお願いいたします。

この条例は、全６条から構成されております。

条例中「緑地」とは、樹木が生育する区画された土地または芝などで表面が覆われている土地で、また「環境施設」とは、噴水、池、屋外運動場、広場等であります。

資料中ほどになりますが、第３条で、区域の範囲並びに敷地面積に対する緑地及び環境施設の面積割合を規定しております。

船川港臨港地区の準工業地域、表の上段になります、及び工業専用地域、表下段ですけれども、この敷地面積に対する緑地面積率を、それぞれ１００分の１０以上と１００分の５以上、かつ緑地を含む環境施設面積率を、それぞれ１００分の１５以上と１００分の１０以上とするものであります。

第４条では、建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合、いわゆる重複緑地と呼ばれるもので、具体的には屋上の緑地、芝生の駐車場、下が駐車場となっている藤棚などあります。これを１００分の５０以下と規定しております。

いずれも敷地を最大限有効活用するという観点から、国基準の範囲内で緩和できる上限値としております。

施行期日は、公布の日からであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、原田男鹿みなと市民病院事務局長の説明を求めます。原田

病院事務局長

【病院事務局長 原田徹 登壇】

○病院事務局長（原田徹） おはようございます。

私からは、議案第20号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の118ページをお願いいたします。

本議案は、人口減少等による患者数の減少などへの対応として、男鹿みなと市民病院の一般病床数を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次の119ページをお願いいたします。

改正内容ですが、右側の改正前の第2条第3項の一般病床数145床を、左側改正後の下線のとおり110床に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年3月31日であります。

以上で、議案第20号男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明を終わりますが、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） おはようございます。

私から、議案第11号教育長の報酬を改正する条例についてお尋ねしますが、今回、月40万円から53万8,000円ということで、私の記憶で言わせてもらえば、たしか今の菅原市長になってから1年目、6月議会でしたか、自らの報酬と併せて副市長、教育長の三役の報酬を下げたい、もろもろの背景、理由あったかと思っております。で、当初市長は3割ぐらいカットしたいということで、議会サイドからそれはあまりにも下げ過ぎるというようなことで、2割のカットで一定の期間、推移した経過がありますけれども。で、途中で、2期目ですか、それが従来の金額まで戻ったのかどうか、私、記憶の中では定かではありませんけれども、ところが教育長の報酬については40万円で推移してきました。それは先ほど担当部長が言われたように、業務が教育委員会サイドから文化、スポーツ等については、他の課に移ったというような経緯もあったわけですが、まず担当部長あれですか、三役の報

酬とは根拠めいたものを答えるとすれば、どういう考え方の整理、基準的なものを持っているのか、ちょっとお聞かせください。私から言わせると、三役の報酬というのは、生活給と責任給が主なる根拠になるのではないかなという気がしております。その辺ちょっとお聞かせください。

で、今までの40万円というレベルは、金額だけで言わせてもらいますと、恐らく県内25市町村の13市の中では一番下位、市町村のレベルで比較しても、ずっと下位のほうで推移してきたのではないかなという気がしますけれども、ですから、今回の53万8,000円というこの金額、従来であれば教育委員会の部下課長のレベルよりも、ややもすれば低い状況で頑張ってきたと、そういうふうな背景があったのではないかなと。でも、我々から見てみますと、鈴木教育長は市長と一心同体になって教育行政を担ってきたと、そういう面では大変評価させてもらって、お金があるかどうかは別としても、極めて敬意を表したいと思いますけれども、正当な報酬レベルに戻したという理解でいいのかどうか、担当部長お聞かせください。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

まず、特別職の給料の考え方についてですけれども、御質問にもありましたとおり生活給という面もありますし、職責に応じた給料の水準というのも当然考えなければいけないところだというふうに思っております。これまでの推移で見ますと、平成30年からですね、そこで教育長のみ、それまで、以前減額していたものを据え置いたというのは、御案内のとおりですけれども、以前、その前に事務を行っていました文化に関する事務とスポーツに関する事務、こちらを市長部局に移管したことなどを勘案しながらこの水準でございました。今回その事務が、また業務が増えるというところで、タイミングで、今回給与の見直しを行いたいというところでございます。教育長の職務、職責というのは非常に重いものだというふうに思っておりますので、このタイミングで改定をお願いしたいというものでございます。

改定の金額ですけれども、月額40万円ということで、県内13市で一番低い額でした。これを今回13万8,000円上げて53万8,000円となりますけれども、これでも県内では一番低い水準です。これは市長、副市長の給料の月額なども、

最下位ではないにしても県内では低い水準でございまして、そうしたほかの三役のバランス等も勘案しながら、合併時から見ますと10パーセント減額ということで、この水準で特別職の報酬審議会に諮りまして、そこで承認といいますか、その金額で異議はないということで諮問をいただいたものでございます。

以上です。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） まず、前段にもあったように、昨今、働き方改革等の影響を受けた中で職員給料もどんどんどんどん上がっていきっていると。そういう中で、やっぱり特別職というの、さっきから言ってるように一定の責任がそれぞれ求められるというような役職にあるわけですから、やっぱり最低でも他の市町村と比較しても決して劣らないようなレベルできちとした仕事をしてもらおうと、そういう考え方がこれからも必要なのではないかなと。

もう一つは、それぞれの仕事の範囲、業務が、それなりの理由、背景があったかと思えますけれども、あまり変えるっていうことは、果たして、メリットもあるからかもしれないけれども、そうでもない部分というような、その辺はこの後、担当の所管の委員会等でどういうふうな議論がなされるか分かりませんが、ある意味ではあまり好ましくない。少なくとも菅原市政の中では、スタート時点で持ってる基本理念と違ってあるはずですから、やっぱりそれを基にして一貫性のあるような組織体系で様々な施策を推進していくということが、ある意味ではベターなんではないかなという気がしますので、理由づけがさっき部長から言われたように、そういう業務の体制がまず見直された、イコール業務の量が増えたというようなことの配慮かもしれませんが、それだけではちょっとやっぱり説得力に欠けることがあるのかなという気がします。その部分はお答え要りませんけれども。

担当部長、審議会の中でどういう議論があったすか。異議なしということ、諮問委員会ですから承認と違って、そういうのは要らねっすべ。ただ、審議してもらって、あと、まずその辺どういう御意見等があったのかちょっとお聞かせください。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

審議会でのいただいた意見でございましたけれども、まず県内他市との比較、それから市長の給料との比較ですね。あと、一般職の職員との比較、そういった状況からも、給料月額の上上げについては、皆さん、全員賛成という意見でございました。

で、この額についてですけれども、職責を見ますと、まだ安いのではないかと、そういった意見をおっしゃる委員もいらっしゃいました。また、委員の皆さんからは、今回は教育長について諮問いたしたわけですが、特別職全体の報酬についても、男鹿市の様々な取組が現在評価されておりますし、この活動量については非常にすごいと常日頃感じております。それぞれの皆さんの仕事ぶりを見るにつけ、さらに上げというのも考えられるのではないかと、そういった意見もございました。ですので、繰り返しになるんですけれども、この金額について、さらに見直すべき、そういった意見もいただいております。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 審議会の中では、通常、特別職というのは、我々議会議員も含まれると。かつては三役の報酬の改正の際には、いい悪い別としてセットで議員の報酬レベルも検討され、諮問委員会等で議論されて決定してきた経緯がありますけれども、今回の諮問委員会の中ではそういう議員の報酬レベルに対する御意見というのは何もなかったような状況ですけれども。で、皆さん御承知のように、最近、地方議会の議員の成り手がいないと。それはもうあちこちで聞かされる状況が強くなっていると。それはなぜかと言いますと、何せやっぱり特に大きな市等であれば、やっぱりどうしても議員としての活動の時間というか、制約等が多くなるというような状況。イコール兼業を持ってないと今の報酬レベルではもう生活していけない。特に子どもの教育費に大枚なお金のかかる世代というのは、とてもじゃないが議員やっていては御飯が食えないというような、そういう状況等も背景にあるのかなという気がしておりますので、そういったこと等も、まあ我々議会のほうでもそういう状況を考えながらこの後検討も加えていく必要があるかと思っておりますけれども、当局でもその辺についても、決して上げれとは言いませんけれども、御検討をしていただければありがたいと思います。終わります。

○議長（小松穂積） 答えはいいすな。

○13番（三浦利通議員） いっす。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。4番安田健次郎議員

○4番（安田健次郎議員） 実は勝手ながら議案等説明会の際に病院の局長に若干聞いたんだけど、どうも飲み込めなかったのと、もう一つは確認したいことがありまして、少しだけ質問させていただきたいと思います。

男鹿市病院事業の設置等条例に関する部分で、ちょっとだけ確認の意味も込めて質問したいと思います。

まず一つはね、病床数の145を110にするということ。おおよそ2割、20パーセント以上の減になるということです。短絡的に数字的に見るとね、そんな減らし方に値する入院する方の数と合うのかどうかってこと。それからもう一つ、今後の予測というかね、現状相当減っていると思うんだけど、今後増える可能性、あれば困るわけだけでも、そういうことについてのアンバランス性というのは心配ないのかどうか、ひとつ確認しておきたいと思うんです。

もう一つは、高齢化人口の話、議論盛んにやっていますけども、やっぱり経営内容に合う以上の病床というかね、備えというのがなければならぬのではないかなと思うんだけど、どう統計見ても今の現状分析してみても、絶対これ以上増えないという状況で、この110床に変えるのかと。これ二つ目です。

もう一つは、国でもう大々的に地方の病院切捨てということで通達がなされて、押しつけられているような感じがしますが、そういう観点では男鹿市の場合、自助というか病院の経営、検討した上でどうしても減らしても差し支えないということなのかどうかね、そこら辺は自主的に減らそうとしているのか、それとも県や国の押しつけで減らされているのか、その点の確認もしておきたいなと思います。

で、要は結論として、たとえ入院患者数が減ったとしてもね、男鹿市の場合、やっぱりそれに備え、まあ災害がなければいいわけだけでも、そういう場合も含めて、やっぱり高齢者人口が増えているということからするとね、もっと余裕があってもいいんじゃないかなと私思ったんでね、それについての考え方だけ確認させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 原田病院事務局長

【病院事務局長 原田徹 登壇】

○病院事務局長（原田徹） そうすれば、議員からの御質問にお答えいたしたいと思います。

まずは145床を110床、その形で大丈夫なのかという話でございます。

当病院に関しましては、現在の位置に移転をした段階で、平成10年7月になりますが、その時点で180床、それからその後、平成22年9月に177床、その後ですけれども、平成29年2月に145床と変えておりまして、それ以降、病床数の変更はしてございません。

この間ですけれども、令和元年頃から院内の看護師の不足等々を含めて患者数の減少がありまして、自主的に19床を休床してございます。ですので、現状といたしまして、145床という全部の病床を今現状は使っている状況にはございません。病床の利用率に関しましても、令和元年では79.2パーセント、現状の令和5年度の段階で70.8パーセントという形で、145床を丸々全部使っているという状況にはございませんので、現状の110床というふうな形に対しても、特に問題はないものと考えてございます。

そうすれば、この110床でこの後やっていけるのかという話になろうかと思えます。現状では、例えば今回のコロナ等々に関しまして、こういうふうな感染症が発生した場合には、現在の110床では、うちの病院だけではなくて全県、全国的には足りないという状況があらうかと思えます。そのときには態勢の確保については考えてまいりたいと。ただ、通常の病院の状況におきましては、病院間の連携というふうな形で、当病院の患者さんを秋田市内の病院に紹介、もしくは秋田市内の病院から当病院のほうに逆紹介というふうな形で、連携をしながら病床の確保については対応してまいりたいと思っております。

あと、この減少に関しては国からの指示なのかというお話がございましたが、こちらに関しては院内の検討を経まして、自主的に院内で145床から110床に減らすというものでございます。

病床について余裕があるという考え方が適切なものかどうかというのは、今後いろいろ検討していかなければならないとは思っておりますけれども、現在の状況の中でも近隣の病院との連携を強化しながらやっていくことに対して、何ら問題はないと考

えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 国なり上層部からの押しつけはなかった対応だと。ただ、私がさっき言ったように、国では今、切捨てという言葉は悪いんだけどね、減らせと。いわゆるその理由がね、何かがあった場合、広域の連携を取りなさいという答弁をしていますよね。いわゆるここで足らなかつたら潟上市。秋田市までという対応を取れという方針だと思うんだけど、これは当病院、どうしても足らねばそういうのは当たり前やらざるを得ないんだけどね、そういうのがむしろ言われてきたんじゃないかなという、地方自治体に対する押しつけがね、もしかしたらあったんじゃないかという変な臆測で聞いたんで、そういうことがあってはならないと思う。ということは、やっぱりコロナがあろうとなかろうと、高齢者が増えようと、やっぱり幾らかの余裕がなければならぬというのが病院の在り方じゃないかなと思う。確かに男鹿市の場合、過去に病院のことで随分難儀して、赤字があつてね、御難儀をかけたことがあるんだけど、そういうの、まあ今の男鹿市内を見ると、そんなにね、病院に対する援助というのはね、困難ではないような感じがしますのでね、やっぱりある程度のゆとりがあればいいなと思ったんでね、今後のそういう対応方について、粗相がなければいいわけんだけど、あれば困るということで、押しつけなどはされないようなね、自主的な運営を求めて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） 4番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第8号から第23号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会

条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第2号から第7号まで及び議案第24号から第32号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号から第7号まで及び議案第24号から第32号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長(小松穂積) 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。3月6日から17日までは議事の都合により休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、3月6日から17日までは議事の都合により休会とし、3月18日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時57分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総 務 委 員 会

- 議案第 8 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 9 号 男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 10 号 男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び男鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第 13 号 男鹿市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 14 号 男鹿市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 15 号 男鹿市単独運行バス条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 男鹿市辺地総合整備計画の策定について
- 議案第 22 号 男鹿市辺地総合整備計画の変更について
- 議案第 23 号 権利の放棄について

教育厚生委員会

- 議案第 16 号 男鹿市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17 号 男鹿市出産祝金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 20 号 男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

議案第 19 号 男鹿市工場立地法準則条例の制定について

予算特別委員会

議案第 2 号 令和 6 年度男鹿市一般会計補正予算（第 10 号）について

議案第 3 号 令和 6 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 4 号 令和 6 年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 5 号 令和 6 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 6 号 令和 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 7 号 令和 6 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 4 号）について

議案第 24 号 令和 7 年度男鹿市一般会計予算について

議案第 25 号 令和 7 年度男鹿市国民健康保険特別会計予算について

議案第 26 号 令和 7 年度男鹿市診療所特別会計予算について

議案第 27 号 令和 7 年度男鹿市介護保険特別会計予算について

議案第 28 号 令和 7 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 29 号 令和 7 年度男鹿みなと市民病院事業会計予算について

議案第 30 号 令和 7 年度男鹿市上水道事業会計予算について

議案第 31 号 令和 7 年度男鹿市ガス事業会計予算について

議案第 32 号 令和 7 年度男鹿市下水道事業会計予算について